

平成 27 年度 第 2 回 市原市環境審議会 議事録

- 1 日 時：平成 27 年 9 月 16 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 50 分
- 2 場 所：五井公民館 会議室 1・2
- 3 出席者
 - (1) 委 員（五十音順）

安藤（生）委員、岡田委員、小野委員、加藤委員、小林委員、小宮委員、鈴木委員、泉水委員、萩原委員、羽鳥委員、坂内委員、日浦委員、平野委員、深谷委員、堀田委員、間所委員

…計 16 人

（欠席）安藤（貞）委員、犬伏委員、河野委員

…計 3 人
 - (2) 事業者
市原火力発電合同会社 7 人（コンサルタント含む。）
 - (3) 事務局
（環境部環境管理課）
畑島課長、丸所長、菅野係長、末吉係長、田中係長、高橋係長、石橋主査、森川副主査、近藤副主査、北村主事
…計 10 人
- 4 一般傍聴者 10 人（議題から公開）
- 5 議 題：(1) 審議事項
・市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について
(2) 報告事項
 - ① 環境の保全に関する細目協定の改定について
 - ② 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について
- 6 内 容
司 会：お待たせいたしました。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料

といたしましては、

- ・「市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書（案）」が1部、
- ・「要約書（案）」が1部、
- ・「あらまし」が1部、
- ・「参考資料1」として、「環境影響評価の手続」が1部、
- ・「参考資料2」として、「用語解説」が1部、
- ・「参考資料3」として、「（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見書」が1部、
- ・「参考資料4」として、「（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する千葉県知事意見書」が1部、

の以上7点でございます。

なお、「配慮書（案）」、「要約書（案）」、「あらまし」につきましては、本日、製本されたものをお手元に配布させていただいておりますので、それ以外の資料について、本日、お手元にない方がいらっしゃいましたらお声がけください。よろしいでしょうか。

次に、本日、お席に配布させていただきました資料といたしましては、

- ・本日の会議の「次第」が1部、
- ・「委員名簿」が1部、
- ・「席次表」が1部、
- ・「市原市環境審議会規則」が1部、
- ・冊子「市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書」が1部
- ・同じく要約書が1部、
- ・リーフレット「配慮書のあらまし」が1部、
- ・「資料1」として、「市原火力発電所建設計画・計画段階環境配慮書について」が1部、
- ・資料番号が振ってございませんが、事業想定区域の位置図等を示した資料が1部、
- ・「資料2」として、現地写真を掲載した資料が1部、
- ・「資料3」として、「環境の保全に関する協定の細目協定の改定について」が1部、
- ・「資料4」として、「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について」が1部、

の以上12点となりますが、不足している資料がございましたら、

お声がけください。よろしいでしょうか。

- 司 会：それでは、これより、平成 27 年度第 2 回市原市環境審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます環境監視センターの丸と申します。どうぞよろしく願いいたします。なお、本日、ご都合により、安藤貞治委員、犬伏和之委員、河野良一委員から、欠席とのご連絡をいただいておりますので、ここでご報告いたします。
- それでは、「次第」に従いまして、環境管理課長の畑島より、ご挨拶を申し上げます。

環境管理課長：あいさつ(省略)

- 司 会：それではここで、市原市環境審議会の泉水会長へ、市長からの諮問書をお渡しいたします。本日は、「市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について」の 1 案件となります。

環境管理課長：諮問(省略)

～諮問書を読み上げ、会長に諮問書を手交～

- 司 会：続きまして、会長の泉水様より、一言ご挨拶をいただければと存じます。泉水会長、どうぞよろしく願いいたします。

会 長：あいさつ(省略)

- 司 会：ありがとうございます。それでは、ここからの会議の進行を、市原市環境審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、泉水会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

- 議 長：それではまず、本日の会議の成立要件を確認いたします。本日は 19 名の委員のうち、半数以上の 16 名の出席となっておりますことから、市原市環境審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本会議は成立しております。次に議事録署名人を指名いたします。今回は加藤委員、間所委員の両者をお願いします。

～両委員、承諾～

- 議 長：ありがとうございます。よろしく願いいたします。
- なお、本会議は、市原市情報公開条例等に基づき、原則、公開することになっております。本日は 10 名の傍聴希望者が待機しておりますので、事務局は傍聴者を入室させて下さい。

～傍聴者、入室～

- 議 長：傍聴の方をお願いします。事務局からお渡ししました、お手元の遵守事項を守り、係員の指示に従って下さい。これに違反した場合には退席していただくことがありますので、ご注意をお願いいたします。

それでは、ただ今より議事に入ります。『市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について』を議題といたします。はじめに、事務局より、本件についての説明をお願いいたします。

事務局：～説明～(省略)

議長：ただ今の事務局からの説明に対しまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

委員 A：合同会社で運営することになっているということですが、これに対する親会社みたいなものはないのですか。ノウハウや色々なものを支援するという。これは独立の会社組織でやるということですか。

事務局：そのあたりのことは大変申し訳ございません。この後、事業者の方が説明にまいりますので、その際にお話いただければと思います。

議長：よろしいでしょうか。では他にないようでしたら、事業者からの説明を求めるため、事務局は説明員として事業者の方々を入室させてください。

～説明員、入室（市原火力発電合同会社）～

議長：事業者の方々、わざわざご足労願ひましてありがとうございます。それでは、事業のご説明をお願いいたします。

事業者：～自己紹介及び説明（省略）～

議長：ありがとうございます。それではただ今の事業者の方々のご説明に対しまして、委員の方から質疑等ございましたらお願いいたします。

委員 B：ご説明ありがとうございます。環境影響評価については、県、国の基準、その他諸々のデータの中から間違いないですよ、ということはよく分かりました。ただ、懸念するのは、昨今の災害が起きている中で、想定外の災害が起きているということが地球の変動も含めて色々出てきているのですが、火力発電所ですから、万が一、想定外はどのようなことを想定されていて、今後、その想定外、万が一のことが起きた時にはどのようなことを考えていったら良いのかということ、もし考えていらっしゃったら教えていただきたいのですが。

事業者：ご回答申し上げます。想定外の事象についてどのようなことを考えているのか、もし分かることがあれば話すようにというご質問の趣旨と思っております。想定外の想定をどう想定するかというのはかなり難しいこととは考えております。ただ、昨今の状況

に照らし合わせますと、例えば津波ですと、千葉県の予測よりも高い位置にプラントを配置すること、地震につきましても、国の地震の基準に適合して対応していくこと、石炭、燃料につきましては、油やガス、LNGと違いまして、石炭は危険物ではなくて可燃物として取り扱うように決まっております。自然発火等々につきましては温度監視をしつつ、その想定外の中ではほとんど考えにくい状況と、もし発火しそうになれば、当然水をかけることで発火スピードが遅いので対応できると考えております。そういった意味で、想定外の事象というのはなかなか難しいということでございます。ただ、建設の立地上、東燃ゼネラル千葉工場の中、要するに危険物と可燃物が、危険物である油、可燃物である石炭というものが、同一敷地内、当然区画等々はするのですが並行してあるということにつきましては、石油コンビナート等災害防止法で求められているきっちりした消防体制に基づいて発電所側もそれをリカバリーするというような仕組みも考えております。こういった所で災害につきましては、我々の考えられる範囲できちんと対応していきたいと考えている所存でございます。ちょっと答えになっているかどうかは、非常に曖昧な所があるかとは思いますが、ご理解いただければと考えております。以上です。

委員 B：私が想像する返答そのものでしたが。やはり、そういう想定をしています、では例えば国の基準がこうだからここまでのハイレベルな施設を考えていますとか、消防設備は通常通り国の基準なりそういう対応も考えています。では、どんな風に消防設備をするのですか。先ほど言った可燃物と危険物が重なり合わさった時に、連鎖反応で地震が起きました、爆発しました。では、その爆発はどの程度の規模を想定していて、その時にその爆発がどの程度連動して、どの程度規模が広がってしまうのか、というようなシミュレーションもやはり本当に、今回の豪雨もそうですが、想定外の話ばかりで50年、100年だという話も多分同じことだと思います。ですから、考えてる考えてると言うのではなくて、この程度の規模だったここまで必要だ、この程度だったらここで食い止められるということ、ある程度数字なり、シミュレーションで数字を示していきながら、心構えというものが必要なのではないのでしょうか。また、出来る範囲内で、コストの問題、コストパフォーマンスはすごく大事でしょうから、これをかなり重要にやらないと、周りがコンビナートなので大変な災害になるのではな

いかなという風に考えています。以上です。

委員 C：環境配慮に関しては、ある程度分かったのですが、結構欠落している問題としてCO₂の問題があるという気がしていて、市原市も各施設からどの程度のCO₂の排出があるかということ割り出したりしていると思うのですが、今回、石炭火力を採用されて、例えば年間の総CO₂排出量がどれ位あって、それが市原市の排出量に対してどれくらいの寄与をするか、という辺りの想定、見積もりもされていると思うので、そういった所はきちんと報告された方が良いのではないかなと思います。それが1点と、CO₂の問題に言う、最新鋭の石炭火力ということをおっしゃるのですが、一般的には、高効率のLNGの方がCO₂排出原単位は下がるに決まっていますが、どうして今回、こういう高効率の石炭火力を採用されるのか、例えば高効率のLNG、火力と比較した場合に、例えば資料1の21ページで示しているような評価項目がありますが、大気質、動物、植物、景観に対して、どういう点が有利なのか、石炭火力の方がLNGに比べてどの程度有利性があるのか、という辺りは方法として比較検討するべきでないかという気がするのですね。長期的に見ると非現実的かもしれませんが、例えば国内産でメタンハイドレードの実用化というようなことも、まったく想定外ではない訳で、将来的には国産エネルギーとしてのメタンみたいなものもですね、そういったものも考えられなくはない訳で、高効率の石炭火力を採用する根拠、これとCO₂排出の問題についてのコメントをいただきたいと思います。

事業者：ありがとうございます。まず、CO₂の問題でございしますが、私もこういった発電所を建設するに当たりまして、冒頭に述べさせていただきましたが、電気事業における低炭素社会実行計画というものがございします。こちらの方は各会社それぞれ事業特性、形態に応じた取組をしまして、低炭素社会の実現に向けていくということを考えております。我々もこの事業の中に入っておりますので、その枠組みに沿った形で進めて行きたいと考えております。そういった件と、LNG等の件につきましては、私どもの考えておりますのは、この首都圏への安定的で低廉な供給をしていきたいと、そういった所からベースロード電源として、有利と考えております石炭発電を今回考えております。そういった中で、石炭発電は、今回私どもは、こちらの方でやらせていただきたいということで今考えているという次第でございします。メタンハイドレ

ートにつきましては、まだ私どもでは検討しておりませんので、今回ご容赦いただきたいと思っております。

委員 C：市原市もずっと色々な施設からどの程度のCO₂排出があるとか、産業部門や民生部門からどの程度のCO₂排出があるかということが多分市役所が見られていると思うのですが、今回の火力発電は市内ですので、CO₂排出量がどの程度市内での排出量に影響を及ぼすかということは報告された方が良いのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

事業者：ありがとうございます。そちらにつきましては、先ほどの一番最後（「資料1」41ページ）にご説明を一部させていただいたのですが、こちらの方のCO₂につきましては方法書以降で検討を進めてまいりたいと考えております。今灰色で入れさせていただいております、こちらの方は方法書以降に入れて行く形で考えておりますので、そちらの方でご説明させていただければと思っておりますのでご了解いただければと思っております。

委員 D：最新鋭の脱硝、脱硫装置、これはちょっと抽象的で脱硫の手法が石灰石でやるのか、脱硝装置はアンモニアでやるのかとか、では何が以前と違うのかと、そういう具体的な例があれば説明していただきたい。もう1つは石炭の品質グレード、これは豪州から輸入するのですか。国内はもう既に終わっていますが、この石炭のグレードの問題、亜炭や褐炭に近い、いわゆる揮発性の多い石炭を使うのか、あとは燃料比の、いわゆる固定炭素が非常に大きな問題になっています。固定炭素が少ないものを使うのか、多いものを使うのか、石炭のグレード、しっかりと品質をチェックするのか。あとは先ほどの二酸化炭素の問題ですが、世界的に日本の技術はトップだと言われていますが、先ほど委員の方の発言にもありましたとおり、いわゆる想定外の風水災害が発生しています。この世界トップクラスと言われる日本の技術ですが、ボイラーの発電効率と言っていいのですか、熱効率と言っていいのですか。ちなみに日本の技術は大体43%か45%、その辺にきていると。ちなみに中国、米国は35%から30数%。それだけ日本は高いと言っているのですが、もっと高くする技術を市民の皆さんに披露していただければありがたいのですが、火力発電、火力発電と並びますと、電力販売の自由化に備えて火力発電だけにこのベースロード電源にするというのはちょっと心配だと思っております。あと、市の方に、これはNO_xも出ますから、光化学オキシダント濃度の

トレンドを、今の状態、10年前、20年前のトレンドがあれば、時系列変化があれば紹介していただきたいと思います。以上です。

事業者：何点かご質問ありがとうございます。まず質問を整理させていただければ幸いです。まず環境対策設備につきまして、どういった最新技術等々が使われているかという点、それから石炭のグレードに関するご質問、それから火力発電における熱効率、43%が今の国のBATの数字ですが、それを超えるものを紹介という話、この3点を承ったという認識でよろしいでしょうか。まず環境設備でございます脱硫装置、これはSO_xを除去する装置、脱硝装置、これはNO_xを除去する装置、それから電気集塵機、これはばい塵を取り除く装置、この3種類がございます。これにつきましては石炭設備100万キロワット級におきまして、現状、色々な石炭火力の建設が計画されてございますが、100万キロワット級であればその方式については同じでございます。また、煙突出口の排出量につきましても他社様と遜色ないレベルにいると認識してございます。そのような意味で我々としまして、信頼性、経済性等を考えて、出来る限り環境負荷の低減に努められるよう設備性能を選択している所でございます。石炭のグレードにつきましては海外炭でございます。石炭の調達先等につきましては未だ検討中でございます。現状お答えできる状況ではございませんが、瀝青炭であれば主にオーストラリアから、一部他社様がやられているように亜瀝青炭等々、色々な所で、今検討している所でございます。申し訳ありませんが、本日回答できる状況ではございません。それから、先ほど貴重なご意見をいただきました、事故、防災等々という話をいただきましたが、熱効率、さらに良いものはないのかと、例えば、石炭火力におきましては石炭をガス化しまして、ガスタービンで回すIGCCというプラントが、今実証プラント、ここより少々北の地域で計画されてございます。これにつきましては、我々といたしましても、今回の導入当初、その経済性や長期実証性等々で評価検討いたしました。未だに長期実証性が確認されていないこと、それからコストにつきましても、国の資料にもあるように精査が必要ということでございまして、我々として、経済性及び長期の運転の安定性、そういったものを評価した結果、電事連等々枠組みにありますようにBAT、ベスト・アヴェイラブル・テクノロジーの中で、経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発

電技術というものを採用した経緯となつてございます。この経緯につきましてもご理解いただきたいと考えてございます。以上 3 点ご回答させていただきました。

- 議長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- 委員 D：石炭燃焼とバイオマスの混合については考えていないのですか。
- 事業者：現状につきましては考えてございません。
- 事務局：先ほど、光化学オキシダントのトレンドについてということで、市に対してご質問いただきましたが、お答えさせていただきたいと思ひます。光化学オキシダントは、環境基準が設定されている項目でございますが、環境基準が設定されて以降、環境基準を一度も達成したことがございません。これは市原市だけではなくて、全国的に非常に達成率の低い項目となっております。原因となる物質である硫黄酸化物、窒素酸化物等の削減対策というものは非常に進んできているのですが、光化学オキシダントにつきましては、その対策の効果があまり見られない物質となっております、国でも様々な検討を現在でもしている所でございます。今の所、環境基準が達成できない状況という所で、光化学スモッグの発生も、回数等も目に見えた改善というのがあまり見えないような状況となっております。以上でございます。
- 委員 E：一般排水に関する事項をお伺いします。プラント排水、生活排水はいずれも適切な処置を行った後、排出するとなっておりますが、これを自己解決型にはできないのでしょうか。それにしなかった理由、排出する理由はなんでしょうか。
- 事業者：不勉強で申し訳ございません。自己解決型というものについて、ご教授いただければありがたいのですが。
- 委員 E：今の言葉は私もちょっとどうだったかなと思ひましたが、全部自分の所で使って、一切排水は外に出さない、足りない部分だけ用水を使うと。ですから一切外に出さない方式ですよ。循環型です。
- 事業者：わかりました。排水につきましては脱硫装置等々で使用したり、色々なことをしてございます。その中では再利用等々も行つてございます。ただ、排水処理装置を通した形で排水を、当然水質基準を満足させた上で、一部、外に排出させていただくことで考えてございます。当然今の石炭火力・火力発電の中での再利用技術というものは基本的にすべて採用しているという状況でございます。
- 議長：よろしいですか。

- 委員 E：まあいいでしょう。
- 議長 長：放流の問題ですか。水を海に放流してしまっているという…。
- 委員 E：これだけ分離して、環境基準をちゃんと達成しているのであれば、また工業用水に使えるはずだから使って欲しいですね。
- 事業者：お答えさせていただきます。脱硫排水につきましては今も回答させていただきましたが、かなりの水量、特に 90%近い水を再利用していくという形ですが、その中にどうしても濃度が濃くなっていく部分を処理した後に海に出すという計画をさせていただいている次第でございます。これにつきましては発電所に限らず他のプラント等でも同様と考えておりますので、ご理解いただければと思っております。
- 委員 A：1つ教えていただきたいのと、結果の表示に対する提案をさせていただきたいのですが、取水の所「4-13」の海域の動植物に与える影響の結果の所ですが、取水の水深はどのくらいの所から取水するのでしょうか。
- 事業者：取水は深層取水で今具体的には設計中でございますが、概ね放水と同じようなレベルかと考えてございます。
- 委員 A：この水深はどのくらいですか。
- 事業者：この水深は、護岸縁は多少浅くなっていますが、沖に出ますとマイナス 15 メートルというのが海図に記載されております。
- 委員 A：そうすると取水する場所は沖合いの方からですか。
- 事業者：そこは、沖から取るのか、一部護岸際からちょっと工事をして取るのかという所は今後の検討課題としてございます。
- 委員 A：わかりました。結果によると 3℃に至らず 2℃の変化ということで、一応基準はクリアしているという、それで、結果としましては動植物にあまり影響はないというような結果になってはいますが、私は前もちょっと指摘したと思うのですが、植物プランクトン、評価結果の中に重大な影響という所が、動植物プランクトンへの影響が重大かどうかという所は議論のある所だとは思いますが、むしろですね、これは電中研のシミュレーションでやったという風に記述されておりますが、水深ごとの水平方向の分布、点情報ではなく、ある面情報で水深の分布が記述されれば、半ページぐらいあれば良いと思うので、水深があまり深くない訳ですから、5 メートルとか 10 メートルぐらいで水平拡散の図が 1 枚入れば、煙突の大気の拡散というのはされていますね、そうすると、この水温の変化はどのぐらいのエリアに広がっていて、それでどうなのだというのが非常にわ

かりやすいのではないかと思います。それはなぜかと言いますと、実は微小藻類、つまり植物プランクトン、これが基礎生産力を支えているものですので、こういったものに影響がかなり、水温が変わると出てくると同時に、私は市原の海づり公園で昆布を増殖したことがありますして、それは海水中のCO₂をどのぐらい吸収するかという実験をした。そのときに冬場はものすごく透明度が高くなるのですね。そうすると冬場の透明度は、植物プランクトンが光合成をするのに、冬場はとても光合成が有利になる。そういった時の水温の関係を見る時に、その水平の水温分布があると非常にこうわかりやすいのではないか。それでなおかつ影響の範囲はこれまでで、影響はありませんというような表示をされると分かりやすい。実はこういう表示をしたアセスメントを私は見たことがないのです。ですからこれを1つのモデルとして、大型藻類、底生生物など、魚ではなくてももう少し小さな生物というのですかね、そういういったものにも一歩踏み込んだようなアセスメントが私は必要だと思っておりますが、そういう中で、植物プランクトン、或いはそれより上の動物プランクトンというのは結構大事なことになってくるので、その表現も水温の水平分布の水深1か所か2か所で良いと思うのですが、それはシミュレーションで一発で出る話ですから、そういうものを資料につけていただくとわかりやすくなるのではないか、というように思ったのです。これは提案ですが、そのように考えております。

事業者：ご意見ありがとうございます。配慮書の段階では3℃ということ、重要な影響項目、それからプログラム等による予測等でこういった形になりました。今後につきましては色々なことを検討いたしながら、おっしゃられるように水中放水に対して水深レベルに関する水平と言うのですか、拡散につきましても検討して、方法書以降の環境アセスメントのプロセスの中でご提示させていただきたいと考えてございます。その節にはまたご意見とご指導をよろしく願いいたします。

委員 F：すこし分からなかったのを教えていただきたいのですが、冷却水の排水についてですが、普通に考えると蒸気でタービンを回すと塩分濃度が高くなると思ったのですが。海水を取水して、水蒸気を蒸発させてタービンを回すということですから、そうすると塩分の濃度が濃くなるのかなと思ったのですが、排水の方は、塩分濃度などは見た限り書いていないのですが、どういったことになるのでしょ

うか。

事業 者：火力発電所の設備につきましては、若干時間の都合上、端折った所が多かったものですから、申し訳ございません。もう一度改めてご説明させていただきます。火力発電所につきましては、石炭を燃やしてボイラー、ヤカンでお湯を沸かすイメージで蒸気を作ります。その蒸気でタービンを回します。回し終わった蒸気はそこを海水で冷やすのですが、ここは蒸気と海水は混ざらないようになってございます、混ざらないようになっていきますので、蒸気タービンを出た水はポンプでもう一度ボイラーに戻してここでぐるぐる回してございます。この混ざらないと申しました熱交換器のことを、我々は復水器と呼んでいますが、復水器の中に海水を通して蒸気を冷やす、ただそこは混ざらないので、水質としては、ここはワンループ、ワンクローズでございます。海水につきましてはここで冷却しているだけです、温度的に上がりますが、その成分等々につきましては変わりません。

委員 F：わかりました。ありがとうございました。あと、もう一点。これは要望になるのですが、やはり私たち石炭の発電ということになりますと、とても気になってしまうのが、やはり二酸化炭素の量がすごく多いのですね、LNGなどと比べますと。こういった超々臨界圧、とても最新式の機械をもって、排ガスなどといったものは良くなるし、効率も良いというのも分かるのですが、それにしてもですね、やはり二酸化炭素の量というのは非常に多いと認識しておりますので、この計画の環境配慮書でございますので、そのことについて、政府で決まっているこういったものがあるのだからそれに沿って進めていくというような、従うという形ではなく、もっとアクティブに二酸化炭素を減らして、出すのですからやはり減らさなければいけないと思うのですよ。そのあたりをもう少し市民にも分かりやすいような形で説明していただかないと。これを見ていると二酸化炭素という言葉そのものも低炭素とかそういう言葉に置き換わってしまっていて、私たちがCO₂、二酸化炭素の削減頑張ろうという風に市民一体となってやっておりますこの市原市におきましては、ちょっとこれはアクションが悪いような感じがいたしますので、先ほど他の委員の方からからもご提案がございましたとおり、市原市においてのこういった計画、環境についての配慮書ということであれば、もうワンランク進んだ形のものをお示しいただけるとありがたいと思います。これは

要望ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事業者：貴重なご意見ありがとうございます。我々が事業者の立場に立った言い方をして大変申し訳ない所でございます。ただ、我々事業者の立場から掻い摘んで申し上げますと、やはり日本のエネルギーセキュリティー等々、国の事業といたしまして、エネルギーのベストミックスという目標の中で、石炭というものは必要なものでございます。それを高効率でやるのが電気事業に携わっている者の取り組みということをご考慮いただければと思ひます。もちろんその中で、市原市の地域に関しまして、そこに石炭発電所が出来るということにつきましては、我々として深く受け止めなくてはならないと思ひてございます。今後、方法書以降、色々な説明会等々ございますので、その中で皆様にご理解いただけるような説明に努力いたしますので、何卒、よろしくお願ひしたいということをお返答とさせていただきますと思ひます。

委員 B：16 ページの廃棄物処理の件で石炭灰をセメント活用するという話と、また、有効利用困難なものは法令に基づき適正に処理するということですが、当然かなり困難なもの、特管物の状況だと思ひますが、大体どのようなものを想定しているのでしょうか。

事業者：廃棄物に関してご説明申し上げます。石炭を燃焼した石炭灰につきましては、ここに記載してございますようにセメント原材料等ですべて有効活用するよう努めてまいります。おっしゃられた有効利用が困難なものは法律に基づき、例えば土壤汚染対策法というものがございまして、3,000 m²以上の土地の改変にあたりましては土壤を調査してと、いったようなものがございまして、その土壤で汚染物質、これは自然由来のものを含めまして汚染物質等々が発生した場合につきましては、土としての有効利用はそのまま困難でございますから、適切に処理をするというように考えてございます。そういった意味で土関係、浚渫土も発生すればそうなるのですが、そういったものを主に私どもは記載させていただいてございます。

委員 G：時間も大分経ってしまっているのですが、簡潔にしたいと思ひますが、言いたいことが沢山ありすぎて何から言おうかなという状況です。まず、先ほど石炭のガス化発電のことも検討して、それでこれになったということをおっしゃいましたが、まさしくそういう所こそこの環境配慮書の段階で、どういうシステムを採るのか、どういうばい煙処理装置を採るのかということも含めて、

そういうことも検討することもこの配慮書なのかなという気が私はする訳ですが、ところがもう、経済性最優先で、もうこの方式ありきでなっているのではないかという気がしてしまいます。そこは答弁のしようがないと思いますので申し上げますが、言いたいこととしては、まずエネルギーミックスで石炭も必要だ、ということは分かるのですが、この地域性ということが全然考慮されていないのかなという気がしてしまいます。東燃ゼネラルさんはここでずっと事業をされている訳だから、この地域性は十分ご存知だとは思いますが、まさしく大きな火力発電所が市原市内だけでも2か所、それから千葉、袖ヶ浦、富津と、ここに大きなものだけでも5か所も集中している訳ですよ。先ほど、オキシダントの環境基準が達成していないというお話がありましたが、まさしくそういう大きな発生源がいっぱいあるこの東京湾のエリアで、そこで発生した大気汚染物質がそれこそ流れ出て北関東の方までのオキシダントなどにも影響している訳ですよ。それと、この東京湾という閉鎖性水域の中でこれだけの発電所が全部温排水を出していたら、本当に東京湾がどうなってしまうのだろうかという所で非常に不安もある訳です。この地域、これだけ集中している地域であれば、やはり一番少ないのはLNGのコンバインドサイクルだと思うのですが、それをあえて採用せずに石炭を採用したからには、少なくともLNGより排出量が増えている訳ですから、その分を考慮して、最新鋭の技術を導入しているからこれで良いだろうということではなくて、もっと自主的な努力も含め、最大限努力したというような姿勢を今後の手続きも含め、それを見せていただきたいなという気がいたします。質問というよりは意見になってしまいましたが。以上です。

事業者：ご意見ありがとうございました。今後そういった検討、こちらのご意見拝聴いたしまして今後の課題とさせていただきたいと思っております。1点ご説明させていただきたいのは、確かに東京湾に何社かこういった発電所が建設されており、このような環境アセスメントの法律に基づいた形で今まで進められてきている発電所も何社かございます。そういった中で、配慮書段階ではございますが、重大な影響の回避・低減は図れているということですから、私どもは、今後も環境影響評価をしっかりと進めていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜ればと思っております。以上でございます。

- 委員 H：いくつかあるのですが、配慮書の「3.2-31」に、「2. 生活環境の保全に関する環境基準」、「(1) 河川（湖沼を除く。）」、「ア」としてタイトルはないのですか。次に「イ」もタイトルがなくて、「ア」、「イ」だけなのですが、タイトルがなくていいのでしょうか。次の「(2) 海域」も同じです。
- 事業者：これは示し方で誤解を生んでいるかと思いますが、それぞれ「ア」と「イ」という2つの種類がありますということで、「ア」、「イ」というのを振っているという風にご理解いただければと思っております。特に「ア」というものは、こちらは通常の種類のAからEまで、河川などで通常に行われているもの、これは生活環境に係る項目の中で特に水域利用を考えた基準でございます。次の「イ」は水生生物の生息状況に関する適応性ということで、この環境基準につきましては、2つの環境基準がかかっているといった意味でご理解いただければと思っております。次の「(2) 海域」の「ア」、「イ」、「ウ」で書かれている所も同じ状況でございます。それぞれのものでそれぞれにかかるという風にご理解いただければと思っております。
- 委員 H：少し違和感がありますね。逆に言うとその種類の表現がタイトルになりそうな気がして、その方が分かりやすいかなと。少し考え込んでしまったものですからあえて聞きました。次に「4.1-2」の表です。これはこの会議の最初の方で、炭酸ガスの排出量、これは他の委員からお話がありましたが、最初に炭酸ガスについて各事業所が削減目標を決めて削減しているような状況の中で、きちっと明示すべきではないか、また目標を出すべきではないかという話の時に、「4.1-2」のこの表を出されて、ここで「施設の稼働」の中で、海域に生息する動物、海域に生息する植物の所を指し示されて、その表の中で、そこで炭酸ガスのことを説明するという回答でしたが、これはものすごく分からない説明ですよ。これはむしろ大気環境の中で出さなければいけないのではないのですか。そのことが先ほどのCO₂に関することとも結び付いてくると思うのですがいかがでしょうか。
- 事業者：今表示させていただいているマトリックスの図ですが、この中に灰色でマスキングしている部分、この部分が環境影響法で載せています一般的な発電事業に伴う評価項目ということで、マスキングをされております。従いまして、今回の計画が一般的な発電事業ということであれば、マスキングしている部分は方法書以降、

すべて評価する形になります。その中に、温室ガス、CO₂の関係はリスク評価するというごさいます。ただし、当然、方法書以降で予測評価の審議をしていただく訳ですが、その中で色々意見をいただいた上で、このマスキング以外のものを予測評価するというごさもあるかと思ひます。

委員 H：今の発言は大変大きな発言ですよね。これは環境影響評価に基づく環境配慮書ということで、これから検討する項目を絞り込むということが主な狙いだと思ひのですが、それに対して温室効果ガス、端的に言えば炭酸ガスだけではないが、そのことについて、大気環境の中には入っていないし、国の方もおそらく示していないかもしれないですが、それがない中で、委員の方からは炭酸ガス、温室効果ガスについてきちっと評価項目として挙げなさいと言っていることに対して、最終的にこのマトリクスに出てくる「4.1-2」ではそれが入っていない訳だから、これは今後検討する余地がなくなってしまう訳ではないですか。だから先ほどの委員が言っているように、法律で決めたことだけに留まらず、もっと前向きにやってくれませんかということを行っている訳ですよ。そこはどうなのですか。

事業者：ただ今少し答弁に齟齬が生じたと認識しておりまして、大変申し訳ございませぬ。まず、当初のご趣旨といたしましては、CO₂につきましてもこの計画段階配慮書の中でも丸が付くべきではないかというご意見、ご指摘と認識しております。それでよろしいでしょうか。

委員 H：結構です。

事業者：それにつきましては、我々としましては、あくまでも計画段階配慮事項として選定する項目ということで丸を付けてございまして、具体的に申しますと、CO₂につきましては「4.1-7」でございませぬが、この表の一番下でございませぬ「温室効果ガス等」、「二酸化炭素」、「施設の稼働」と、この項目でございませぬ。あくまでも計画段階配慮事項として選定するかどうかで、これからやる、やらないという意味ではございませぬ。この中で読み上げさせていただきますと、施設の稼働により、化石燃料の燃焼に伴う二酸化炭素が発生するが、熱効率等において、先ほどから申し上げておりますが、経済性、信用性等々において実績のあるBATの中のUSCの技術を導入することにより、二酸化炭素の排出を抑制することが可能であると考えられていることから、配慮事項として選定しな

い、ということでございます。誤解していただきたくないのは、これから何もしないということではございません。しかし、CO₂を減らすということは熱効率を上げる以外に手がないと考えてございます。そういう意味で、この計画段階で配慮事項として選定しないと。あくまでも市原市の地域におかれましてどうなのかという先ほどご意見等々、ご指摘も頂戴いたしており、それにつきましては地域の皆様にご理解いただけるような説明、これからの対応を考えて、方法書以降に望む所存でございます。先ほどの発言等につきましては、申し訳ございません。

議 長：その他、いかがでしょうか。

それでは、その他質疑等がないようですので、事業者の方は、ここでご退席をお願いいたします。長い時間ありがとうございました。

事 業 者：皆さん色々なご意見等ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

～事業者退席～

議 長：それでは審議に入る前に、ここで5分間の休憩をはさみたいと思います。16時から審議を再開いたします。

～休憩～

議 長：ただ今から、本件に対する審議を行います。はじめに、この計画において配慮事項としている環境要素の区分に従って、各項目に関しまして、それぞれ委員からのご意見を求めたいと思います。まず、大気質、動物、植物、景観の項目に関してそれぞれ意見をいただきますが、まず大気質について、先ほどの質疑の中では排ガス、CO₂の問題が出まして、評価としては市内の大気汚染の状況や予測としてのシュミレーションに関してもご意見がありました。が、いかがでしょうか。

委 員 I：「資料1」18ページの配慮書地域特性の「(6)社会的状況」という所を見ますと、特別養護老人ホームが0.7kmの所にあつたり、小学校が1kmの所にあつたり、これは困ったなと思ひました。28ページ以降の最大着地濃度地点を見ると7kmになっているので、近い所は全然影響がないのかと思ひたら、年平均の風向と風速で計算していらつしやるようですので、もし1日でも風の弱い時があれば、この近い所で影響が出たら、老人や子どもは、すぐやられて健康被害が起きると思ひます。ですから、その辺をもう少し丁寧に、7kmくらいまでの間にあまり何もないのであれば良いの

- ですが、こんな近い所に影響を受けそうな年齢層の人がいらっしゃるの、丁寧な予測をやってもらった方が安心かなと思います。
- 議 長：確かに呼吸器疾病は大気汚染の状況によってかなり違いがあります。市原市の医師会でも何年か前に、5年くらいかけて呼吸器病の、小児を主に対象としましたが、やはりこの姉崎、五井、八幡の海に近い方に住んでいる子ども達に圧倒的に喘息が多いと、そういう結果が出ています。牛久や鶴舞など市原市でも山間部の方に住んでいる子どもには、ほとんどそういうことは少ない。そういう結果が出ています。
- 委 員 J：私はまったく門外漢というか良く分かりませんので専門的なことは申し上げられません。しかし、この間の報道で大臣発言があったように、今増えつつある石炭火力の問題で温室効果ガス、二酸化炭素について憂慮すると、十分注意されたしというような発言があったかと私は記憶しているのですが、先ほどの会社の説明で最新鋭の発電技術を導入するからこれから除外しているということですが、やはり時勢を考えてもこれを入れるべきではないかなと考えます。それから、もっと基本的な所でよく分からないことが、「第一種事業の目的」の所に、なぜ今石炭なのかということが一向に私には分からないのですが、素人考えでは石炭は終わった燃料源なのかなと思っていたのですが、ここに来て何か石炭がものすごくクローズアップされていて、この市原に石炭火力が、この間は袖ヶ浦ですか、作られるということで、その石炭を選ぶことのメリットやデメリットというのは、先ほど個別的には色々な質問等が出て、会社の方から説明を受けたのですが、どうも一向に良く分からないので、その辺もう少し市民に分かりやすく説明していただくと有難いかなと思っております。以上です。
- 委 員 B：他の委員の方から石炭燃料プラスバイオという話がありましたが、まさしくそうだと思うのですね。なぜ今石炭なのか、という話でいけば、これだけ間伐も余っているし、森林も荒廃してきている状況の中で、先ほど言ったようになぜ石炭なのかということになれば、コストパフォーマンスばかりの話、経済性ばかりの話で、何度も言うように最新鋭だからどうのこうのという、今までの基準だけを照らし合わせてOKでしょう、みたいに聞こえているのです、実は。ですからもう少しやはり踏み込んで、グレードアップしていかないと、これがずっとまかり通っていくような気がするのですね。ですから、先ほど言ったように、老人ホームではない

ですが、気管支炎の問題などは、我々も老人ですから、余計そう
いったことも出てくるので、是非お願いしたいと思います。

委員 D：少し心配があるのが、前回袖ヶ浦の火力発電ですか、環境省から
異議申し立てがあったと、この市原近隣に、先ほど委員の発言が
あったように火力発電所が圧倒的に多いということで、これは毎
日新聞に載っていたのですが、意義申し立てが3件発生した。そ
れをまた市原で作るのかなと思って少し懸念したのですが、これ
はやはり先ほど言われたようにCO₂濃度というのは環境影響評価
項目に入れるべき大きな問題だと私は思っております。以上です。

委員 G：前回の袖ヶ浦の時も申し上げたのですが、最大着地濃度が低いか
ら良いのだ、環境基準が守られているから良いのだ、という考え
方自体が私は問題だと思っていて、ばい煙排出量がLNG比べて明
らかに多くなる訳ですから、そういうことでもっとやはりちゃん
とした努力はしていただかなければいけないと思います。それ
でCO₂は別にして、大気の方では、「参考資料4」で県知事から前
回の袖ヶ浦の計画に対する意見が出ておりますが、その中の「2
各論」「(1)大気質について」という所に①から⑦がありますが、
やはり最低限①、とにかく、ばい煙量を可能な限り減らせ、とい
うことと、⑤の微小粒子状物質についても、とにかくLNGなどに
比べて明らかに色々な汚染物質が出る訳ですから、ガスが今度粒
子状になってという影響も十分懸念されるので、⑤の微小粒子状
物質についてきちんと検討すべきということと、⑥ですね、これ
は上にある④の水銀も含めてですが、石炭燃焼に伴って色々な有
害物質が出る可能性がある。それで、ばい煙の処理方法について
も、もう今ありきでやっていますが、きちんと有害物質のことを
考えると、もっとばい煙の処理についても検討するべきではない
かなと思います。例えば、水銀はガス化してしまいますから、い
くら集塵装置を付けても、水銀は取りきれないので。石炭は産地
によって水銀の含有量がずいぶん違います。したがって、経済性
最優先で安ければ良いだろうというようなことで構わず石炭を使
われてしまうと、どういう有害物質が出てくるかという所も心配
される。従って、この県知事の①、⑤、⑥に述べている部分は、
市としてもきちんと意見を述べるべきではないかと思えます。以
上です。

議長：ありがとうございます。「大気質」についてはよろしいでしょうか。
次に、「動物」についてですが、環境要素の区分としては、海域に

生息する動物となります。質疑の中では海域に放流する排水について発言がありました。いかがでしょうか。

委員 F：野鳥の会の方でいつも冬に観察しているのですが、東京湾の奥の方で青潮がすごく発生しているということ、皆さんあまりご存知ないかも知れませんが毎年発生しております。こういった実際海水を取り入れて温かいものを放出するということは、どういった影響が出るのかということがはっきり分かっていないのではないのでしょうか。青潮がこれだけ東京湾の奥で発生しているということは、市原市の近辺でも起こり得るのではないかなと思ひまして、そういったことが起こりますと木更津市の貝などへの被害も大きくなると思ひますし、アマモ場なども非常に強い影響を与えるものですので、青潮の被害についてももう少し考えてもらいたいなと思ひました所です。

委員 A：実はこの温排水のことに限って言うならば、どこまで考慮しなければいけないかという大変難しい問題で、例えば、温排水というものは色々な所で出している訳ですね。これの相乗効果がどうなっているのか。これはですね、こういう1つのプロジェクトに限って言えば、ここでもう終わってしまうのですね。ですから多少2℃とか3℃上がった、それはこちらの方で上がったのとどういふ影響になっていくか、実はそこを水平分布みたいなもので全部重ねてみると色々な影響が分かって、そこが新しい提案になって、ああしよう、こうしようとなると思ひのですが、このアセスメントでそこまで求められているのかどうか、その辺の問題もあるのですね。非常に難しいのですが、多分そこまで求められていないのではないのでしょうか。本当の課題を出すということにおいては、この周辺全体のエリアを括ってやっていますので、このエリアを取り括って、少なくとも近隣の所を合わせてそれをお互いどう影響し合っているか、という所まで検討することが本来の話だと思ひのですが、そこまで求められているのかというのがよく分かりませんが、多分この件ではそれが求められないから、コンサルさんの方でも、多分そこで区切っちゃっているのだと思ひのですよね。そうやってくると何も解決がつかなくなるし、新しい提案も多分出てこないのではないかと思ひますね。そういうことを感じました。これは感想であります。

議長：委員の発言にもありましたように、他の施設もいくつかあり、ここからも出ている訳です。ですから全体としてどうなのかという、

そういう検討も必要ではないかというご意見かと思えます。

委員 G：確かに評価上では自分の事業さえ評価すれば良いのですが、先ほども申し上げたように、ここは火力発電所が集中しているエリアなので、やはり今おっしゃったようなことは非常に重要なことだと思います。環境省さんの方で袖ヶ浦火力に対する大臣意見を出している中で、これは非常に踏み込んだ画期的なことだと思うのですが、温排水については、少し読み上げますと、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、周辺発電所との重畳を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響低減のための適切な環境保全措置を検討しなさいというようなことを、環境省の方で意見を述べています。今回についても、本来は義務がないのかも知れませんが、やはり、こういう集中した地域だというこの地域特性を考慮して、こういった環境省さんの文言をちょっとお借りして、そういった意見を述べてはいかがかと思えますが。

議長：事務局の方よろしくお願ひします。その他なければ、次の「植物」に関してはいかがでしょうか。これも温排水による影響ということになります。

委員 A：主張者によると重要なものとして、アマモ、コアマモが上がっておりますが、アマモ、コアマモというのは底質が砂地の所だろうと。底質がどういう状態なのか、岩礁域ではないということだろうと。アマモは根を生やすものですから、多分砂地だろうと思うのですが、私が先ほど少しお話した海づり公園の所で岩礁域でかなり海草が生えておまして、実は海草というのは、海水中のCO₂をものすごく吸うのです。実は私が昆布を生やしたのも、この昆布がどのくらい海水中のCO₂を吸うかという実験のサンプルとしてでも採取したのですが、そういう意味で、コアマモ、アマモ類のみならず、私は、これは文献によると、と書いてありますが、実際潜水調査をすると結構藻類っていうのはあるのではなかろうかと思えます。ただ夏場はありません。冬場には出てくると思うのです。海の透明度が非常に悪い、特に岸壁あたりは悪いものですから、だから難しいと思えますが。そのようなことで、何かもう少し現地の潜水調査、これもまたコストの問題もあって何とも言えないのですが、本当は一度そういう実際潜ってどんなものがあるかどうか、冬場だけでもやるようなことがあると、ものすごい情報になってくると思うのです。以上です。

委員 H：この配慮書を読んでいて、大きな違和感が2つあります。1つは、発電所の予定地を中心にしてどの範囲のエリアを検討対象としているかということがよく分からないのですよ。千葉市、市原市、袖ヶ浦市と言うし、排煙については円を書いてこの範囲というし、また自然環境保全地域というようなものについては、非常に広範囲に見ている訳ですね。やはり配慮書を作る時にどういう範囲を評価、また調査の対象にするかということ、きちっと書いてもらわないと評価のしようがなくなってしまう訳ですよ。そのラインが違っているのだから。配慮書を書く時、またこれから進んでいくのでしようが、その時にエリアというものをどのエリアにするかということ、きちっと表現するように、市の方が事業者の方に、きちっと指導していかなければいけないのではないのですかね。それが1点あります。それから次に、違和感の2つ目は、今回の社長さんの話によっても、東日本大震災のことが契機でこういう石炭を導入した発電所をやると、いわゆる3.11のことが皮切りになっていることを100も200もという、それが前提でこの計画が成り立っているながら、実際には環境影響評価法等に基づくために、防災対策、災害に対する対応というものがまったく入っていない訳ですよ。入りようがない。市はそれでいいのかということですよ、逆に。そこの所は、別冊でもいいから出させるくらいきちんとした市の姿勢が必要ではないのでしょうかね。横出しになるのか上乗せになるのか分からないが、別冊でも良いと思いますよ。炭酸ガスについても、いわゆる市がこれだけ出して、知事が出て項目に加えると言っている訳で、市としては防災の方をきちっと、要するに、環境に対して影響があるものは、1つは地球規模の環境の激変ですよ。これはもう当たり前。どうしようもない。あと戦争、紛争、テロ。2番目ですね。3番目に災害。4番目に事故、重大事故だと思いますが。こういったものがあれば、環境そのものはもう滅茶苦茶になってしまう訳だから、要するに環境影響評価法に基づくから、いわゆる災害のものは全部排除されているが、排除されていることを市の方の指導で、他の例えば委員会なんかでそれはやっているのであれば良いですよ。良いのだが、そういうことをやはり、今後検討していく、検討させることをきちっと言うべきではないのでしょうかね。特に地元の市としては、それは大事なことだと思いますよ。

議長：事務局の方は考慮してください。答弁しますか。

事務局：念のための確認ですが、2点いただきまして、1点目の範囲、エリアという所ですが、こちらにつきましては、今回市原市に立地ということで、主に事業者の方から大気質への影響という部分が大きな要素として、市原市の他に千葉市、それから袖ヶ浦市を関係市として設定したというような説明の中でそれに基づいて評価等している訳ですが、委員のおっしゃられた、ものによって違うという所はどういうことでしょうか。

委員 H：大気質の場合は円で書くしかないでしょう、円で。そういうものとはずれてしまう訳ですよ。いわゆる円の範囲で3つの市が含まれないから。他の所は入ってくる訳ですよ。特に森林とか環境保全関係の、例えば国指定の天然記念物とか、希少野生動植物とか、そういうものがあるじゃないですか。また、表層土壌図とかあるでしょ。その辺が全くその、3市以外にも入っちゃっている訳ですよ。例えば保安林はおそらくそうそうあるものではないが、相当入っているってことですよ。また、陸域の植物の重要な種などについても、かなり広範囲に拾ってしまっていて、本来3市にはあり得ないようなものが入っているので、余計それを見ていく時には複雑な話になってしまう訳ですね。その辺のことを言っているのですよ。ある程度地域を絞って、こういうものを例示しないと。ただ資料にあったから挙げてしまえと言うのではなくて、やはり区域を絞ってそこに適用するようなものを入れるように指導したらどうですか、ということをお願いしている訳です。

事務局：はい、理解しました。それからもう1点ですが、市として、まず周辺住民の安全性というのはもちろん一番重要なもので、昨今の想定外、先ほどの事業者からの説明にも、想定できないことを想定するのは難しいという話がありましたが、市としては安全性、環境ももちろんそうですが、安全性についてももちろん懸念しております。こちらにつきましては、あくまで環境影響評価法に基づく配慮書となっておりますので、その範囲内の他に、事業者とそういったお話がある時には、これからもしていきたいと思っておりますが、この配慮書の中に入れ込むかということについては、出来る、出来ないという話は、申し訳ないですが、今申し上げられません。

委員 H：言っていることは理解できます。だからやはり、別冊の参考資料として出せということは出来るのではないですか。そういう主張をしないと、かえって事業者の方も困るのではないですかね。そ

ういうものがないと。例えば、今日午前中、出し切れなかったのですが、活断層の位置と発電所の位置関係を調べようとして、国土地理院のホームページから活断層の位置を出せるのですよ。それを出し切れなかったが、そういう活断層の位置と発電所の位置というものは、市のどこかの防災関係でチェックしていると思いますが、そういうことがやはり別冊として出しといて、承知しておかないとそれは想定外でしたという話はあると思いますよ。資料が公表されているのだから。国土地理院のホームページを見れば出てきますから。

事務局：いわゆるアセスの手続とはまた別にでも、という所かと思うのですが、そういった資料、図書として、別冊としてという形かどうかは分かりませんが、今後具体的な事業計画に入りますので、その中で関係部署を含めまして意見等、市の意見等として出してまいりたいと思っております。

委員 H：決してないものねだりや、無理なことを言って困らせようという気はまったくありません。ただ、行政としてやっておいた方がいいし、環境審議会委員としてそういうことがまったく発言もないまま、はい結構です、で終わったということで良いのかなというものがあるものですから、あえて言っているという所です。

事務局：はい。庁内の中でもやはり安全性は非常に重視されておりますので、そういった機会の中で事業者の方に対しましては、問いかけてまいりたいと思います。

議長：よろしいですか。次に「景観」の項目についていかがでしょうか。煙突高さについての説明が事業者からありましたが。煙突は別にして施設自体はそれほど高層のものではないようですが。煙突も排気ガスの関係から180mか200mのいずれかを検討するとしていますが。

議長：それでは、区分にとらわれない全体的な意見でも、最後をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 C：先ほど委員が言われたとおりだと私は思うのですが、「参考資料4」として、袖ヶ浦エナジーに対する県知事からの意見書があります。ここに、かなりの部分が要約されて書かれていて、1個1個検討していくことも重要ですが、例えば、ここにこう加えていくような話で、今ずっと議論されている内容はかなり含まれているのですよね。例えば「2.各論」があつて、③温排水で、毎秒43 m³という形になると思いますが、そこから周辺事業者からの温排水の影響

を踏まえてとういことも書かれているし、例えば「(4)動植物等について」の中でも、プランクトンや赤潮ですが、先ほど他の委員からは青潮ということもあったので、青潮を加えてください、などですね。温室効果ガスについては、最初に私が発言したのですが、これについても、例えば「(6)温室効果ガス」の②には、発電技術の採用に関する検討経緯を明らかにすることと書かれているし、今景観の問題が出ているからこの中には景観が入っていないので、(7)番で景観を追加するなどですね。これは実際に良く出来ているから、市としてもこれをベースに今の議事録などを参考にしながら、プラスしていくということで次の環境影響評価方法書に繋げていく訳ですよ。今この配慮書についての意見が出ている訳ですから、次は方法書にこれを反映させなさいということですね。ですから、そういう形で進めた方が良いのではないかと思います。

委員 A：私もまったく同感でして、動植物に対しての、船舶のバラストのことが出ていまして、これは非常に大切なことです。まさにおっしゃるとおりだと思います。

議長：総括の意見となりますので、ただ今の委員の意見を事務局は反映させてください。その他に総括的なご意見はいかがでしょう。

委員 K：私も全く賛成です。この知事さんからの部分ですが、これに本当に総括されているなという部分と、先程来からありましたが、現実にはですね、8月1日、友人が船を持っておりまして、五井に置いてありますが、幕張の花火大会に行きました。毎年船で見に行っているのですが、青潮がすごかったです。東京湾に。夜11時位まで私はいましたが、そういった状況もございました。そうした状況も見たりしておりますが、こういった様々な部分は、折角この部分で来ておりますので、配慮書の中にやはり環境問題は大事な部分でありますし、市原市は特にこれだけ広域で素晴らしい様々な産物も沢山ありますし、魚の種類もものすごいんですね。そういった意味を考えました時に、1つ行政にも提案ですが、先程他の委員の発言にもありましたが、別刷りで云々というものありますが、今市原市の総合計画を皆さんから意見を求めているという状況でありますから、それぞれの皆さんがやはり意見を提出するということはとっても大事なことじゃないかなと思いますし、そして別の委員もおっしゃっていましたが、市原市の特徴を活かした部分で、いい面を表に出しながらこのような形で行こうとい

う皆さんの合意の下に配慮しながら作っていただいたらどうかなって思います。現実はずいぶん、やはりこう、見るということ、私毎年言っているのですが、船に乗りながらですね、揺られながら、5年間ぐらい続けているのですが、すごいですよね。東京湾もきれいになってきました、現実には。そういった現実も見るってことは、大事ではないでしょうか。そして行政側も、折角市長さんも変わられましたので、逆に今そういった様々な状況を1階のロビーに全て掲示板みたいにして出すようにして市民の皆さんに知らず、伝えるってことは大事なことはないかなと、最近つくづく思っております。何にも出来ないのですが、一市民で。分かりませんが、でも、そういった努力をすることは大事ではないでしょうか。そして皆さんの意見を吸い上げるということも、1つの方法ではないでしょうか。一委員だからという部分ですが、市民という立場で出ておりますので、そういったことを痛切に感じております。これはお願いの部分で、市民の方々が行ったら、今こういう状況だとかですね、この部は何をやっているとか、そういったきちんとしたものを、目で見える、分かるような状態にしていいただければ、これは願いでございます。以上でございます。

議 長：ありがとうございます。優雅な意見をいただきました。その優雅な環境を守ることが出来るようにまとめていきたいと思っております。他にないようでしたら審議を終結したいと思っております。よろしいでしょうか。諮問内容は、当該事業に係る『計画段階環境配慮書について』ということですので、答申内容としては、この配慮書の内容に対する当審議会からの意見となります。したがって、本件に関しましては、採決をすることが馴染まないため、諮問に対する答申といたしまして、ここでご審議いただいた内容を取りまとめて作成したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは、本件に係る答申書の作成につきましましては、本日もご審議いただきました内容を踏まえて、私の方で作成することとしてよろしいでしょうか。

～異議なし、の声～

議 長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見を集約いたしまして、私の方で答申書を作成することにいたします。次に、次第2として報告事項がございます。「環境の保全に関する

細目協定の改定について」とありますが、事務局から簡潔に願
いいたします。

事務局：～説明（省略）～

議長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明にしまし
て、委員からご質問等ありましたら願
いいたします。

議長：それでは、ご質問等がないようですので、もう 1 つ事務局から報
告事項があります。願
いします。

事務局：～次回予定される審議案件の事前説明（省略）～

議長：ありがとうございました。ただ今の説明にしまし
て、委員から
ご質問等ありましたら願
いいたします。

議長：それでは、ご質問等がないようですので、本件につきましては以
上とさせていただきます。

議長：傍聴者に申し上げます。本日の議題はすべて終了しましたので、
恐れ入りますが資料を係員にご返却していただきました上で、ご
退席を願
いいたします。

～傍聴者、退席～

議長：委員の皆さま、会議が長くなってしまいましたが、その間協力い
ただき、誠にありがとうございました。それでは、事務局に進行
をお返しいたします。

司会：泉水会長、ありがとうございました。事務連絡が 2 点ございます。
議事録につきましては、事務局で案を作成後、議事録署名人に指
名されました委員の方に確認していただいた後に、確定させてい
ただきます。また、報酬等につきましては、お知らせいただい
ている口座に振り込みいたしますが、事務手続上、約 1 か月後の振
込になりますので、ご了承いただきたいと存じます。連絡事項は
以上でございます。本日は、泉水会長、小野副会長をはじめ、委
員の皆様方、どうもありがとうございました。これをもちまして、
本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上